

お知らせ（重要）

令和元年11月1日から申請書の様式が統一され、現在新様式と旧様式両方での申請を受付しておりますが、12月1日からは全ての申請において統一様式での申請が基本となります。

※事業用自動車の増車届についても統一様式での申請となり、あわせて宣誓書（様式例2）の添付が必要となります。）

（1）統一様式の事業用自動車の増車届の車庫別収容車両明細の算出方法について

統一様式に記載されている車両1台あたりの所要面積（普通車38㎡、小型11㎡、牽引27㎡、被牽引36㎡）で計算した結果、車庫の面積の100%を超える場合、車両明細及び車両配置図を添付していただくか、もしくは車両1台あたりの所要面積を2重線で下記参考値例に訂正していただき、再計算してください。下記参考値例で再計算した結果、車庫の収容能力が90%未満の場合は、車両明細書及び車両配置図の添付は不要です。

ポールトレーラについては、統一様式に記載されている車両1台あたりの所要面積の数値で計算される場合は被牽引の種別で計算していただき、下記参考値例で計算される場合は、牽引の種別で計算してください。

（参考値例）普通25㎡、小型10㎡、牽引（ポール）20㎡、トレーラー35㎡

（例）車庫の収容能力が1000㎡で普通車15台、小型5台、牽引5台、被牽引5台から普通車を5台増車して普通車20台、小型5台、牽引5台、被牽引5台にする場合

○統一様式の数値（普通車38㎡、小型11㎡、牽引27㎡、被牽引36㎡）で計算すると車庫の所用面積が1130㎡で113%となり車両明細及び車両配置図の添付が必要

○普通25㎡、小型10㎡、牽引（ポール）20㎡、トレーラー35㎡の参考値例で計算すると車庫の所用面積が825㎡で82.5%となり、車両明細及び車両配置図の添付は不要

（2）事業用自動車の増車届を提出する場合には、宣誓書（様式例2）の添付が必要となります。

詳しくは運輸支局担当者までお問い合わせください。